

陸別町勤労者融資制度運用協会

勤労者生活安定資金貸付のご案内

陸別町勤労者融資制度運用協会では、陸別町内在住の勤労者を対象とした生活安定資金の融資を行っております。

借り入れできる方

- 陸別町内に1年以上居住している勤労者（住民基本台帳に登録されている方）
- 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していない勤労者
（勤労者には、事業主及びその配偶者は含まれません。）

融資限度額及び償還期間

12万円以内（償還期間は貸付月の翌月から12月間以内）

※特別な場合は最高24万円まで貸付可能です。

（12万円を超える場合の償還期間は24月間以内となります）

※返済は月割返となります。

資金用途

- 就学、進学、就職に要する資金
- 生活物資の購入に要する資金
- 疾病、負傷の療養に要する資金
- その他生活に必要な資金
- 冠婚葬祭に要する資金

融資利息

融資金額の1パーセント

（12万円借り入れた場合、融資実行時に1%の1,200円を利息として納めていただきます）

連帯保証人

町内在住の方1名が必要です。相保証は出来ません。

連帯保証人の方の印鑑と印鑑証明が必要です。

融資実行

申請書を受理後、審査のうえ貸付の可否を決定し、申請者に通知します。

お問合せ・申込み先

陸別町勤労者融資制度運用協会事務局

陸別町役場産業振興課商工業振興担当

電話 0156-27-2141（内線135）